

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念を実践し企業価値を高めるために、コーポレート・ガバナンス体制の充実を経営の重要課題の一つと認識し、透明性・健全性・効率性の高い経営体制の確立に努めてまいります。

当社は、平成27年10月29日開催の定時株主総会をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。この移行は、監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4】

現在、機関投資家、海外投資家の比率を勘案し、議決権電子行使の採用及び株主総会招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、海外投資家等の比率の推移を踏まえ、導入の必要性について検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

現在、海外投資家の比率を勘案し、英語での情報開示・提供を行っておりませんが、今後、海外投資家の比率の推移を踏まえ、導入の必要性について検討してまいります。

【補充原則4-1-2】

当社は中期事業計画を策定しておりますが、経営環境がめまぐるしく変化する中で、当初の計画値との大幅な乖離が生じることもあり得るため、開示は行っておりません。なお、単年度ごとに業績予想を開示しており、予想値と一定の乖離が生じた際は、必要な説明を行っております。また、平成28年9月12日に長期経営方針を開示しております。

【補充原則4-1-3】

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画を重要な経営課題の一つであると認識し、今後、取締役会を中心に、幹部社員や経営陣の育成計画の策定を検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

当社は既にストックオプション制度を導入しておりますが、中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。今後、持続的な成長に向け、中長期的なインセンティブが機能する報酬体系についての検討を行ってまいります。

【補充原則4-10-1】

当社は取締役7名のうち3名が独立社外取締役であり、取締役会の過半数に達しておりませんが、指名・報酬などの検討をする任意の諮問委員会等を設置しておりません。今後、指名・報酬などの特に重要な事項に関して、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための任意の仕組みについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

当社は、事業推進のうえで発生する協力関係の維持又は強化、及び事業機会の創出のために必要と判断される企業の株式を保有する方針です。また、保有株式については、適宜保有の合理性を検証し、その合理性が乏しいと判断される銘柄については保有の見直し等を検討いたします。

なお、政策保有株式の議決権行使については、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の行使基準を設けておりません。

【原則1-7】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、リスク・コンプライアンス委員会にて当該取引の内容の妥当性・適正性について諮り、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として、取締役会の承認のもとに取引を実施することとしております。

【原則3-1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念は当社ホームページに掲載しております。また、中長期的な会社の経営戦略は決算短信で開示しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
社内候補者は、会社の業務に精通し、しかも人格識見ともに優れ、実行力とアイデアに富み、信念をもって職責を全うすることのできる者を指名しております。
社外候補者は、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。
上記の方針に基づいて、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定しております。

(5)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の説明
株主総会招集通知に役員候補者の経歴及び社外候補者の選任理由を記載しております。

【補充原則4-1-1】
取締役会は、法令で定められた専決事項及び取締役会規程に定める事項の決定を行います。その他の主要な業務執行の決定については、職務権限規程において、その権限委譲の範囲を定めております。
また、当社は意思決定・監督と業務執行の分離の観点から執行役員制度を導入しており、各執行役員は、執行役員制度規程、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき、所管する各部門の業務を執行します。
これにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指しております。

【原則4-8】
当社は取締役7名のうち、3名が独立社外取締役であります。独立社外取締役は、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しております。

【原則4-9】
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立性基準を参考に選任しております。加えて、取締役会の監督・監査機能の強化を目的に、企業経営に関する知識・経験又は専門的な知識・経験を有し、企業経営に対し中立の立場から客観的な助言ができる人材を選任しております。

【補充原則4-11-1】
当社は、定款により取締役は14名以内と規定しており、現在の取締役は7名であり、そのうち3名が独立社外取締役であり、その選任の方針は原則3-1(4)の記載のとおりであります。また、現在の取締役会は、会社の業務に精通している者、企業法務や財務会計等に関する専門的な知識・経験を備えた者等で構成されており、全体として適切なバランスが取れていると考えております。

【補充原則4-11-2】
取締役の兼務状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書で開示しておりますが、その兼務内容は適正な範囲に留まっております。なお、当社取締役会での出席状況等についても株主総会招集通知で開示しており、その役割・責務を適切に果たしております。

【補充原則4-11-3】
当社は、取締役会の実効性に関する分析・評価及びその開示については、今後、検討してまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、取締役の役割と責務を果たすため必要な知識の習得のため、適宜情報提供を行ったり、外部セミナーでの研修を実施しております。また、新任の社外取締役に対しては、事業内容に関する説明や、開発物件及び管理物件の見学等を通して、当社グループについての知識・理解を深めております。

【原則5-1】
当社は、株主・投資家の皆様の信頼と正当な評価を得ることを目指し、経営戦略や財務状況等に関する情報を「正確」「公平」かつ「適時」に提供し、その内容を的確にご理解していただけるよう努めております。財務部が、経営企画部、総務部の関連部署と連携を図りつつ、IR活動を推進しております。個別の面談に随時対応する他、決算説明会を年2回開催し、決算説明資料は四半期ごとに公表しております。
なお、各四半期の期末日の翌日から各決算発表までを沈黙期間とし、株主・投資家及びマスメディアとの面談においてはIR担当者が出席し、インサイダー情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
京橋興産株式会社	3,710,950	62.64
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント	303,600	5.12
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	225,100	3.80
公共建物株式会社	139,900	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	65,500	1.11
みずほ信託銀行株式会社	51,500	0.87
日水製薬株式会社	48,900	0.83
株式会社東京ウエルズ	48,300	0.82
日本証券金融株式会社	28,700	0.48
株式会社SBI証券	26,400	0.45

--	--

支配株主（親会社を除く）の有無	京橋興産株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

更新

・上記の大株主の状況に関する注記

1. 平成28年7月末時点の株主名簿に基づき記載しております。

2. ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社から、平成28年7月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成28年7月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、平成28年7月末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者

住所

保有株券等の数

株券等保有割合

ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社

東京都港区赤坂5-4-15 ARA赤坂ビル 4階

株式 411,800株

7.04%

・京橋興産株式会社は、当社代表取締役である山下修平及びその近親者の資産管理を目的として設立された会社であり、親会社には該当いたしません。山下修平の近親者が全株式を保有しており、山下修平及びその近親者が役員に就任しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引については、原則行わないこととしており、本書提出日現在、取引は行われておりません。

なお、支配株主との間で取引を開始する場合には、リスク・コンプライアンス委員会にて当該取引の内容の妥当性・適正性について諮り、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として、取締役会の承認のもとに取引を実施することとしており、少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石久保 善之	公認会計士											
山田 毅志	公認会計士											
清水 琢磨	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石久保 善之	○	○	——	石久保氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、豊富な経験と幅広い知識を有することから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
山田 毅志	○	○	——	山田氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、豊富な経験と幅広い知識を有することから、監査等委員である社外取締役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、

				独立役員に指定しております。
清水 琢磨	○	○	——	清水氏は、弁護士として企業法務に精通しており、豊富な経験と幅広い知識を有することから、監査等委員である社外取締役役に選任しております。また、独立性が疑われるような属性は存在しないため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助し、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保します。 監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた内部監査室は、その指示に関して、監査等委員会のみからの指示に基づいて行い、当該指示された業務に関して監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効性を確保します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部監査室と年間監査計画及び監査報告の共有などを通じて連携を密にし、監査の質的向上を図っております。また、会計監査人とも連携し、効率的かつ実効性のある監査体制を構築しております。 内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要な業務監査を実施するなど内部統制の充実に努めております。監査等委員会及び会計監査人とは、意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、監査の有効性や効率性の向上に努めております。また、内部統制についても、内部監査室が当社全体の法令遵守状況や業務リスクを把握し、その整備状況や運用状況の評価・是正に努めており、また、会計監査人との意見交換、情報交換を定期的実施することで、内部統制の有効性を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
社外取締役3名は独立役員の要件を満たしており、当社は社外取締役全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
更新

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、ストックオプション制度を導入しており、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)、当社及び当社子会社の従業員を付与対象者としております。

--	--

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、当社及び当社子会社の従業員に対し、当社の業績及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。
付与対象者「その他」は、平成26年8月より当社の完全子会社となったストラテジック・パートナーズ株式会社の執行役員2名であります。子会社化決定後、株式取得日前にストックオプションの付与を行ったため、付与日時点では子会社の従業員ではなく、「その他」となっております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 **更新**

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 **更新**

会社法、金融商品取引法、企業内容等の開示に対する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会の決議、監査等委員である取締役については監査等委員の協議により、報酬額を内規に基づき決定しております。また、退職慰労金は支給しないものとしております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役へのサポートは、管理本部総務部で行っております。取締役会の資料は、原則として事務局である総務部より事前に送付し、社外取締役が十分な検討を行う時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

（a）取締役会

取締役会は取締役7名により構成され、原則として毎月1回開催しております。なお、取締役7名のうち3名は、監査等委員である社外取締役として選任されております。これにより、外部の客観的及び中立的な意見を取り入れ、経営監督機能が十分に発揮できる体制を整えております。

（b）監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である社外取締役3名により構成され、原則として毎月1回開催しております。内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性及び効率性の向上に取り組んでおります。

（c）執行役員制度

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離することにより、それぞれの役割と責任を明確化し、機能の強化を図るとともに、経営の効率化及び意思決定の迅速化、取締役会の活性化を目指し、執行役員制度を導入しております。

取締役会決議事項等の業務執行に関する重要な事項については、原則として毎週1回開催する本部長会議で審議を行うこととしております。本部長会議は、社長、常勤取締役と本部長及び本部長代理で構成されております。

（d）内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、人員は専任1名であります。内部監査室は社内の主要な会議体に参加し、業務執行の適法性について監視し検証しております。また、監査等委員会及び会計監査人と緊密に連携しながら、当社全体を対象に定期的な実地監査及び書類監査を実施しております。監査対象部門から知り得た情報は代表取締役社長へ報告し、業務の改善に役立てるとともに、関係者に対して監査結果をフィードバックし是正を求める等、業務の適正性の確保に努めております。

（e）リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス重視の経営及びリスク管理の推進及び強化を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しており、原則として四半期に1回開催しております。本委員会は、当社の常勤取締役及び監査等委員、管理本部長及び内部監査室長、弁護士、公認会計士等の外部有識者で委員会の決議により任命された者により構成されており、社内諸規程及び各種法令等に基づく適切な経営を実現するため、社内外の問題について検討、諮問を行っております。また、当社では従業員からの法令違反等に関する通報を適切に処理するための通報窓口を設置し不正行為等の早期発見と是正を図ることにより、コンプライアンス体制の強化に向けた体制を構築しております。

（f）投融資委員会

当社は、意思決定の迅速化及び機密情報保守の徹底を目的とし、投融資委員会を設置しており、議案があるときに開催しております。本委員会は、社長、常勤取締役、各本部長、経営企画部長で構成されており、財務方針、資金計画、資本政策及び重要な投資案件等の審議・検討を行い、方針を決定いたします。その後、必要な社内手続きを経て承認されますが、投融資委員会で決定された方針が最大限尊重されます。

（g）会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査人並びに金融商品取引法に基づく会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任しており、同監査法人との間で会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、執行機能と監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を

図る一方、社外取締役を加えた取締役会による業務執行の監督機能、及び監査等委員会による監督・監査機能の整備・運用により、適切なガバナンス体制の整備を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会招集通知を法定期日より前に発送しており、今後も早期発送に努めてまいります。また、第8期定時株主総会においては、株主への早期情報提供のため、招集通知発送に先立ち、TDnet及び当社ホームページへ招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は7月期決算であるため、定時株主総会は10月下旬に開催しております。そのため、集中日での開催は回避できていると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを制定し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の年2回決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報のページを設け、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料等を公表しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	・2015年10月より、上智大学にて寄付講座「ロジスティクス」を開講しております。消費者のニーズが多様化している中、物流の効率化を推進するロジスティクスの重要性は増しており、将来ロジスティクスやサプライチェーンマネジメントに携わる人材の育成を目的としております。 ・当社が開発する物流施設では環境や省エネルギーに配慮した施設づくりを行い、CASBEE評価認証やBELS評価等を取得しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所の定める規則に従い、適時・適切な情報提供を行うことが重要だと考えております。当社ホームページへの資料掲載等を通して、積極的な情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会にて決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、内外環境の変化に応じて、法令の遵守、業務執行の適正性・効率性の確保等に向けた継続的な改善・充実に図り、ガバナンスの強化に向け取り組んでおります。なお、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

(取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- a. 取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- b. 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、監査等委員会監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。
- c. 役職員は、倫理規程に基づき、法令・定款を遵守した行動を取る。
- d. 業務遂行にあたり、コンプライアンス体制の推進、維持について、リスク・コンプライアンス管理規程に則り、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- e. 内部監査室は代表取締役社長の直轄として設置され、内部監査規程に基づき、独立した組織的立場において、定期的に内部統制システムの運用状況について内部監査を行い、改善が必要な事例については、その解決のために指導を行う。
- f. 当社グループは、内部通報者保護の観点から、役職員が社内において法令違反行為が行われ、又は行われようとしていることを知りえた場合には、通報しやすい窓口として内部通報制度を整備するとともに、通報者に対しては、不利益な取り扱いが行われない体制を確保する。
- g. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらとかわりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない旨を倫理規程に定め、周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事実の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

機密文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び各監査等委員及び監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。文書等の保管期間及び保管場所は、機密文書管理規程に定めるところによる。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

リスク・コンプライアンス管理規程に従い、リスク管理体制を明確にするとともに、内部監査室が部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。当社グループの特性上重要度の高いリスクである一定額以上の不動産投資案件については、投融資委員会において、総合的な判断で管理する。組織横断的リスク状況の監視ならびに全社対応は管理本部及び財務本部が行う。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催することで、迅速かつ適切な意思決定を行う体制を整備する。執行役員制度の導入により、取締役が経営上の判断業務に専念できる体制とし、取締役の職務執行の効率性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速に対応した意思決定を行えるように、取締役会専決事項を含む重要な事項を審議する機関として週1回定時で本部長会議を開催する。

取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の関連諸規定を定め、権限と責任を明確化する。

以下の経営管理システムにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

- a. 取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3年を期間とする中期事業計画を策定する。
- b. 取締役会は、中期事業計画に基づき、毎期事業部門毎の業績目標と予算を作成する。設備投資、新規事業等については、原則として、中期事業計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
- c. 各本部を担当する執行役員は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定する。
- d. 前項の決定にあたり、職務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程との整合性に留意し、必要に応じ取締役会承認のもと上記規程を改定する。
- e. 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次ベースで迅速に管理会計としてデータ化し、取締役及び取締役会に報告する。
- f. 取締役会は、毎月この結果をレビューし、目標未達の場合は、その要因を排除・低減する改善策を報告させる。
- g. 前項の議論を踏まえ、各本部を担当する執行役員は、各本部が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を改善する。

(子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制)

当社は関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理に必要な資料の提出を求め、経営状況と財務状況を把握し、必要と認めた事項については取締役会において報告する。

(当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- a. 当社はリスク・コンプライアンス管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- b. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を取締役に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

当社は関係会社管理規程に基づき、当社グループ全体の事業特性をふまえた管理等を効率的に行うとともに、当社グループの適正な業務運営のための管理体制及びリスク・コンプライアンス管理体制の整備を支援する。

(監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびにその取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。))からの独立性に関する事項)

監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人がこれを補助し、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。))からの独立性を確保する。

(監査等委員会による監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた内部監査室は、その指示に関して、監査等委員会のみからの指示に基づいて行い、当該指示された業務に関して監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けないものとし、これにより監査等委員会の指示の実効

性を確保する。

(取締役(監査等委員である取締役を除く。))及び使用人が監査等委員会に報告するための体制)

取締役(監査等委員である取締役を除く。))及び使用人は、法定の事項に加えて、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときには、監査等委員会に報告する。

(子会社の取締役等または取締役等から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制)

子会社の取締役等は、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役及び監査役会に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

当社の子会社担当部署は、子会社の取締役または使用人から法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査等委員会にその内容を報告する。

(前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

前2項の報告をした者が、当該報告を理由として、人事上その他一切の点で、当社及び子会社から不利益な取り扱いが行われないことを当社及び子会社の社内規程に明記する。

(監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。))について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項)

当社は、監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。))について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

(その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

監査等委員会による各本部担当執行役員及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を必要に応じて設けるとともに、代表取締役社長、監査法人及び内部監査室それぞれの間で定期的に意見交換会を実施し、監査の実効性を確保できる体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、「反社会的勢力による不当要求への対応要領」及び「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施要領」を定め、反社会的勢力からの不当要求行為に対し組織的に対処することで断固として排除し、不当要求行為に対する被害を防止すること及び社会的責任の観点から反社会的勢力との関係遮断への取組みを推進しております。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取り組み

当社は、常勤取締役及び監査等委員等で構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力の関与を監視する体制を整えております。運用面におきましては「反社会的勢力による不当要求への対応要領」を策定し、この要領に基づいた対応を全従業員に周知徹底しております。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、反社会的勢力の情報収集を行い、積極的に排除していきよう取り組んでおります。

また、当社で使用している全ての雛型契約書には、国土交通省発表の「反社会的勢力排除のための標準モデル条項例」に沿った内容の反社会的勢力排除条項を記載しております。そのため、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、即時に契約解除することができる内容となっております。

また、「反社会的勢力の排除にかかる信用調査実施要領」を定め、取引先をはじめ、役員、従業員、株主に対し信用調査を実施する旨及び実施の方法について定めております。

V その他

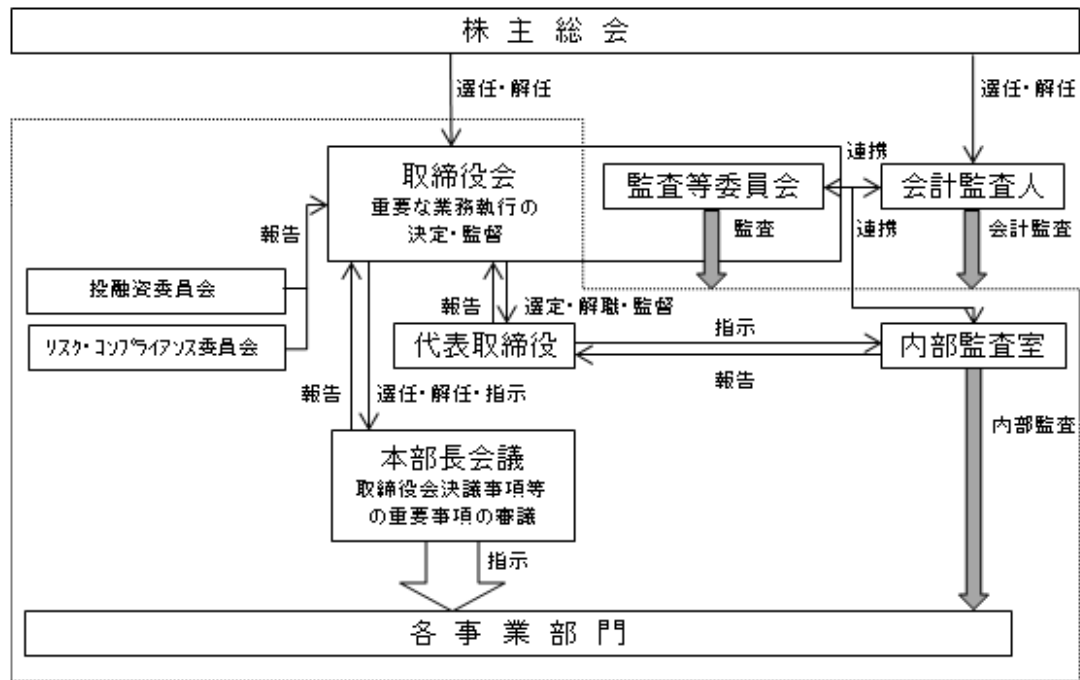
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



【適時開示体制の概要(模式図)】

